

感染症及び出席停止期間の基準について ※以下の感染症（その他感染症含む）は「連絡シート」提出必要。

分類	内容	学校において予防すべき感染症	出席停止期間の基準
第一種	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類及び二類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう(天然痘) 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱、 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る) 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 に限る)	治癒するまで。
第二種	飛沫感染するもので児童生徒などの罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症		次の期間、ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。(結核を除く)
		インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児にあつては、3 日) を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日経過するまで
第三種	飛沫感染が主体ではないが、教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性がある感染症	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
		その他の感染症 (学校で流行が起こった場 合に、その流行を防ぐため、 必要があれば、校長が学校医 と相談し、第三種の感染症と しての措置を講じることが できる疾患。) (例) コレラ、細菌性赤痢、腸管出 血性大腸菌感染症、腸チフ ス、パラチフス、流行性角結 膜炎、急性出血性結膜炎、そ の他の感染症 【その他の感染症】 溶連菌感染症、ウイルス性肝 炎、手足口病、伝染性紅斑(り んご病)、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、流行 性嘔吐下痢症(ノロウイルス・ロタウィル ス)、アタマジラミ、水いぼ(伝 染性軟属腫)、伝染性膿痂疹 (とびひ)等	病状により学校医その他の医師において伝染のお それがないと認めるまで 【その他の感染症】については、条件(地域、学 校における発生・流行の態様によっては、出席停止 の措置が考えられる。

※新型コロナウイルス感染症…新型インフルエンザ等感染症に分類

原則、発症日(発熱等の症状が開始した日)から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過するまで。

無症状の場合は、検体採取日から 7 日間を経過した療養終了となる日。(5 日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後(6 日目)に解除が可能)